

磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

現在使用している公営企業会計システムは耐用年数を超過しており、システムの安定稼働のため、現行の公営企業会計システムに代わる新システムを構築する必要がある。今般、その目的を達成するため、公営企業会計システムの技術力、企画提案力、課題解決力、業務遂行能力等幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

- ・磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務

「具体的内容については、別紙「磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務仕様書」のとおり」

(3) 事業規模（提案限度額）

システム導入・構築・運用保守：20,658,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

システム導入・構築業務：契約締結の日から令和9年1月31日まで

テスト運用開始（予算編成）：令和9年2月1日

システム運用保守業務：令和9年4月1日から5年間を想定

(5) 履行場所

磐田市立総合病院

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当院は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 当院側から提供する資料、貸与品等

企画提案書や見積書の作成等に使用する当院に関する資料が必要な場合は、経営企画課から参加業者に提供する。これにより受領した資料等は、当院の了解なく公表・使用はできないものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当院と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、当院が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当院の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

免除

(5) 再委託について

ア 磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務委託契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和 8 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿「71 事務委託」に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。
- (7) 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、他の自治体病院において、公営企業会計システムの導入実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり

項目	日程
①公募開始	令和 8 年 7 月 22 日（水）
②参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 8 月 5 日（水）
③参加資格決定通知	令和 8 年 8 月 7 日（金）
④質問受付締切	令和 8 年 8 月 19 日（水）
⑤質問に対する回答	令和 8 年 8 月 21 日（金）
⑥企画提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 26 日（水）
⑦プレゼンテーション実施	令和 8 年 9 月 11 日（金） 予定
⑧選定結果通知	令和 8 年 9 月 16 日（水） 頃まで
⑨契約締結・事業開始	令和 8 年 9 月下旬頃
⑩業務完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和8年7月22日から令和8年8月5日17時まで
- イ 提出書類 以下の様式1号、3号、4号及び、プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明する書類の写し
様式1号 参加資格確認申請書
様式3号 会社概要
※既存パンフレット、会社案内等があれば添付して下さい
様式4号 業務実績（本委託業務に類似した業務実績のリスト等）
※4応募資格の(7)の内容がわかるものを添付して下さい。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 磐田市立総合病院 経営企画課
- オ 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）により提出してください。
- カ 参加資格決定通知 令和8年8月7日に電子メールにて通知します。
- キ その他 参加資格確認申請書等に記載の事項について疑義・不明点がある場合には、当院から事前に照会をすることがあります。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年8月7日から令和8年8月19日17時まで
- イ 提出方法 別紙「質疑書（様式5号）」に記載し、磐田市立総合病院 経営企画課まで郵送又は電子メールにより提出すること
- ウ 回答 参加者全者に対して、令和8年8月21日までに電子メールにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 企画提案書は、基本的にはA4版横とする。なお、様式は任意とする。
提出資料は、印刷・製本（簡易的なもので可）して提出すること。提案書等の提出は、その内容物の確認を行い、不備等があった場合は当院から対応を指示する場合がある。
- イ 企画提案書の枚数は、片面40ページ以内とする。
（表紙、システム機能要件回答書は含まず）
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- (ア) 会社概要
 - (イ) 提案見積と積算根拠
 - (ウ) 類似業務実績
 - (エ) 本業務に対する考え方、実施方針
 - (オ) 提案のセールスポイント
 - (カ) 本業務の実施方法、手法等
 - (キ) 本業務にかかる実施体制・支援体制、業務工程表

エ システム機能要件回答書（様式 6 号）は、A 3 版縦、片袖折りとすること。

オ 受付期間 令和 8 年 7 月 22 日から令和 8 年 8 月 26 日 17 時まで

カ 提出部数 9 部

キ 提出場所 磐田市立総合病院 経営企画課

ク 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）により提出してください。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和 8 年 9 月 11 日 9 時 30 分から（予定）

(イ) 場所 磐田市立総合病院 周産期センター講堂（予定）

プレゼンテーション順序は、企画提案書提出順とします。

詳細な日程及び会場は企画提案者に別途通知します。

(ウ) 内容・方法 提案書等の説明及びシステムのデモンストレーション

準備 5 分、プレゼンテーション 40 分、質疑応答 15 分、片づけ 5 分

※プレゼンテーション・質疑応答の時間を超えた場合、かつ説明が終わりそうにないと当院担当者が認めた場合、プレゼンテーションの打ち切りを行いますので十分ご注意ください。

(エ) 出席者 4 人以内

(オ) その他

- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクタ、パソコン、電源（延長）ケーブル、その他必要な機材は企画提案者が持参してください。スクリーンは当院が用意します。
- ・プレゼンテーションにおいては、当院が要求した場合を除き追加資料の配布を禁じます。
- ・質疑応答は、選定委員の他に事務局も質問ができることとし、その場で口頭により回答してください。
- ・企画提案は、具体的な契約交渉を行う受託候補事業者を選定するためのものであり、企画提案によって業務遂行能力、業務実施方針などを審査しますが、提案内容がそのまま契約内容となるものではありません。
- ・要求仕様への適合性や提案の実効性について、企画提案書及びプレゼンテーション結果の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力、支援体制等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。
- ・参加者が 1 者であっても企画提案書及びプレゼンテーション結果の審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、最優秀提案者として決定し、基準を満たさなかった場合には再度公募を実施します。

- エ 審査の結果、本募集要項および仕様書に基づいて最優秀提案者、優秀提案者をそれぞれ1事業者特定する。評価点数が最も高い事業者が複数いる場合は、見積額が最も安価な事業者を、見積額も同額の場合はくじ引きにて最優秀提案者を特定する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	評価内容	配点
1. 基本的事項		
提案システムの導入実績	十分な導入実績を有しているか	210
提案基本方針	当市の状況に沿った考え方か	70
I S O、P M等の認証取得	各種認証の取得状況は十分か	70
2. システムの特徴と機能		
共通機能	システム構成について分かりやすく説明されているか	105
	ストレスのない操作性が期待できるか	105
	安全、安定性が確保されているか	105
	将来的な拡張性に優れているか	105
3. データセンターの概要		
データセンターの安全性、耐障害性	データセンターの安全性・耐障害性が確保されているか	140
4. システム本稼働までの構築方法		
導入スケジュール	導入スケジュールが十分に説明されているか	210
システムの導入方法	提案内容を実施できる人員及び能力を有するスタッフが確保されているか	210
	導入時の打合せについて十分に説明されているか	140
システム導入時の支援	導入時の操作研修・操作マニュアルの内容は十分であるか	210
データ移行	データ移行の考え方、具体的な手法が説明されているか	140
5. システム本稼働後の支援等		
支援体制、支援内容	支援体制は万全か	210
	障害対応に万全な体制が取られているか	210
	システム業務に関するサポート（実務的な問い合わせ対応等）や人的な支援サービスは万全か	210
	研修の実施について十分に説明されているか	210
6. プレゼンテーション		
プレゼンテーション全般	総合的に判断して期待できる内容か	140
7. システム機能の充足性		
様式第6号システム機能要件回答書の実現可能の高さ		800
合 計		3600

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 特別な理由なくプレゼンテーションの開始時刻に遅れた場合
- キ その他、当院があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当院ホームページに掲載する。

(5) 非選定理由の説明

選定されなかった者に対しては、非選定の旨と同時に非選定理由も通知するものとする。非選定の通知を受けた者は通知の日の翌日から起算して5日（土日及び休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができるものとする。

なお、説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(6) 契約の締結

今回のプロポーザルでは、契約者を決定するものではなく、最優秀提案者を決定するものであることから、契約は、提案書等に基づき選定した最優秀提案者と当院が詳細な内容について協議を行ったうえで、予算の範囲内で締結する（特命随意契約による）。なお、協議において双方が合意に至らなかった場合には、選定において次点であった者と協議を行うものとする。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- ク 企画参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- ケ 参加資格確認申請書提出後に、本プロポーザルを辞退する場合は別紙「辞退届（様式第7号）」を郵送または持参により提出すること。

(2) 提出先、問合せ先

磐田市立総合病院 経営企画課 財務物品グループ 担当：土井
〒438-8550 磐田市大久保 512 番地 3
電話 0538-38-5119／FAX 0538-38-5282
E-Mail byoin-keiei@city.iwata.lg.jp

業務委託契約書（案）

- 1 件名 磐田市病院事業公営企業会計システム構築業務委託
- 2 契約金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 3 履行場所
- 4 履行期間 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで
- 5 契約保証金 免 除

磐田市を甲とし、受託者を乙として、上記事項及び次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日（※契約日）

（甲）磐田市立総合病院 病院事業管理者 山崎 薫

住所 磐田市大久保 512-3

（乙）商号又は名称

代表者氏名

（総則）

第1条 甲と乙とは、上記の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書のほか関係書類（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、業務を上記の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

3 乙は、この契約書に特別の定めがある場合又は甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（業務計画書の提出）

第2条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、この契約締結後速やかにこの契約に基づく業務計画

表の作成を求め、甲に提出させるものとする。

2 履行期間又は契約が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

3 業務計画表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する

一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督)

第7条 甲は必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(履行報告)

第8条 乙は、契約の履行について甲に適宜報告しなければならない。

(貸与品等)

第9条 甲が乙に貸与する物品等（以下「貸与品等」という。）がある場合、乙は甲に対し書面で借用書を提出しなければならない。

2 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の内容が仕様書等又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の

自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責に帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第13条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第 14 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 15 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

(契約金額の変更方法等)

第 16 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第 17 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項及び第 2 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 18 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第 19 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に書面により通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

3 前項の規定により検査に合格したときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。

4 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 3 項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第 20 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第 21 条 甲は、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、引渡しを受けた成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第22条の2 甲は、引き渡された成果物に関し、第19条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、甲

は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 23 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、磐田市契約規則（平成 17 年磐田市規則第 32 号。以下「規則」という。）第 37 条第 1 項に基づき、遅延日数 1 日につき、契約金額の 1,000 分の 1 の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、契約金額の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項で定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第 24 条 乙は、甲から契約の解除について協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

2 乙は、天災その他その責めに帰さない理由により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、甲に対し、契約の解除を申し出なければならない。

3 規則第 36 条第 2 項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、規則第 36 条第 2 項中「契約を変更」とあるのは、「契約を解除」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定による協議に基づいて契約が解除された場合又は前項において準用する規則第 36 条第 2 項の規定により契約を解除した場合には、甲は乙が既に履行した部分等を考慮して、乙に対し、相当の代価を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 25 条 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 契約後、その契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 正当な理由による契約解除の申出があったとき。

(4) 契約の履行にあたり、監督職員又は検査職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号のほか、法令、規則又はこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条の 2 第 2 項の規定により、甲に帰属した契約保証金の額が契約の解除によって生じた損害金の額に満たないときは、乙にその満たない額を納付させなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除された者が契約保証金の納付を免除された者であるときは、その免除された契約保証金の額に相当する額を損害賠償金として納付させなければならない。この場合において、契約保証金の額が損害金額に満たないときは、その満たない額を併せて納付させなければならない。

4 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合においては、乙に対し、期限を指定して原状に回復する等必要な措置を採らせることができる。この場合において、甲は、乙が既に履行した部分のうちに採用することが適當であると認められる部分があるときは、当該部分の取得等について、新たな契約を締結することが

できる。

5 第3項に掲げる損害賠償金について支払われない場合は、規則第37条第1項に基づき、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1の率で計算した違約金を徴収する。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第27条 甲は、乙が規則第46条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

また、契約を解除したときは、甲はこれによって生じた損害を乙に請求することができる。

(暴力団の排除のための協力)

第28条 乙は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、この契約に関する下請その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、乙を通じて甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(紛争の解決等)

第29条 この契約及び規則に定めるもののほか、定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合については、その都度甲乙協議して定める。